

## 『就労証明書』・『自営業状況書』の様式変更について（令和7年4月入所選考～）

令和7年4月入所選考分より、下表のとおり、就労（内職除く）の要件書類を「就労証明書（国標準様式）」に統一します。自営業の場合も、従来の自営業状況書ではなく「就労証明書（国標準様式）」での提出となります。

なお、すでに従来の「就労証明書（高槻市様式）」・「自営業状況書」にて提出済みの場合、国標準様式にて再提出する必要はございません（※令和7年4月入所選考から開始される単身赴任加点を希望される方は、国標準様式での再提出が必要です）。

### <提出要件書類の様式変更について>

保育が必要な理由	提出書類名称		添付書類又は注意事項
	令和7年3月 入所選考分まで	令和7年4月 入所選考分から	
雇用されている方 （会社員・公務員・ パート・派遣社員）	就労証明書 （高槻市様式）	<u>就労証明書</u> <u>【国標準様式】</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労予定の場合も本証明書</li> <li>※月64時間以上の就労が必須</li> <li>※育児休業中の方は、本証明書に加えて「<u>育児休業等取得証明書</u>」の提出も必要</li> </ul>
自営業中心者  自営業協力者 ※雇用保険や労災保険 に加入していない、 または、雇用契約を 締結していない場合 <b>（※1）</b>	自営業状況書 ※添付必須書類あり （右参照）	<u>就労証明書</u> <u>【国標準様式】</u> ※添付必須書類あり （右参照）	<p>下記①・②両方の提出が必須</p> <p>①「<u>最新年度の確定申告書控え第一表及び第二表</u>」 自営業開始前の場合は、開業に係る経費の支出明細等、 収支状況が確認できる書類</p> <p>②「<u>開業届</u>」または「<u>履歴事項全部証明書（登記簿謄本）</u>」 など事業内容のわかるもの 自営業開始前の場合は、事業計画書や店舗予定地の賃貸 借契約書等、自営業を開始することが分かる書類</p> <p>※月64時間以上の就労が必須</p> <p>※自営業協力者は「自営協力者」として採点（確定申告にて 専従者（103万円以上）で申告されている場合、利用 調整（選考）にて加算あり）</p>
自営業協力者 ※雇用保険や労災保険 に加入しており、かつ、 雇用契約を締結 している場合	就労証明書 （高槻市様式）	<u>就労証明書</u> <u>【国標準様式】</u> ※添付必須書類あり （右参照）	<p>下記①・②両方の提出が必須</p> <p>①「<u>雇用保険被保険者証</u>」など 雇用保険に加入（加入予定）していることが分かる書類</p> <p>②「<u>労災保険加入証明書</u>」など 労災保険に加入（加入予定）していることが分かる書類</p> <p>※月64時間以上の就労が必須</p> <p>※雇用されている方とみなし、「就労」として勤務時間に 応じて採点</p>
内職している方	内職証明書 ※月64時間以上必須 ※平均月収2万円以上必須		<ul style="list-style-type: none"> <li>内職を請負っていることがわかる書類</li> <li>内職の実績の支払状況がわかるもの</li> </ul>

**※1** 会社役員などで、雇用保険・労災保険に加入できない場合は、保育幼稚園事業課までご相談ください。